

報道と表現の自由を守るための決議

高市早苗総務相は衆議院予算委員会において、放送局が政治的な公平性を欠く放送を繰り返したと判断した場合、放送法第4条違反を理由に電波停止を命じる可能性があるとした（本年2月8日）。また、政府は、「政治的に公平」か否かの判断基準について変更を加えようとしている。従来の政府見解は、「政治的に公平」か否かは1つの番組ではなく一定期間の番組全体で判断すべきであって、意見の分かれる主張全てを機械的に同じ時間だけ取り上げなければならないとはしていなかった。今回、新しく政府統一見解として示された「一つ一つの番組を見て全体を判断すること」は、断じて当然ではなく、むしろ従来の政府見解を否定し報道機関の報道の自由を著しく制約するものであると言わねばならない。

従来の見解を無視して殊さらに政府が電波停止を持ち出すのは、放送局に対する威嚇や恫喝以外の何物でもなく、政権を批判する放送内容の制作・編集に対する強い萎縮効果を狙ったのものと見える。さらに、安倍政権は「特定秘密保護法」と「安全保障法」を施行し、メディアへの規制を強めている。

こうした日本の状況に国連・国際社会も危機感を抱き、国連特別報告者・表現の自由担当のデビッド・ケイ氏（米国カリフォルニア大学アーバイン校教授）が4月12日から19日の間、来日して政府機関やメディア関係者らに公式調査を行った。調査を終えケイ氏は19日、離日に当たって日本外国特派員協会（東京・有楽町）で記者会見をして、「暫定的な報告書」を発表した。ケイ氏はこの中で特定秘密保護法や高市総務相の「電波停止」発言などメディアへの圧力がメディアの自己検閲を生み報道の自由の脅威となっていると指摘し、「政治的公平」を求める放送法第4条は削除し、放送に対する規制権限を政府から独立した機関に移すことなどを報告している。

表現の自由は民主主義存立の基盤である。市民が、何が起きているか正確な事実を知ることができず、また正確な事実の報道と意見表明の自由がないところでは、民主主義政治は成り立たない。日本は、過去の戦争の前に表現の自由を奪われた社会のもとで戦争を選択し、破滅に向かい、国土を廃墟とした苦い歴史的経験がある。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、報道と表現の自由を守るために、報道の倫理規定を定めた放送法第4条を利用した報道機関への圧力や規制強化をやめることを強く求める。

上記、決議する。

平成28年6月30日